

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から4年3月まで
平成3年4月から20歳以上の学生は任意加入から強制加入に改正され、当時学生であった私のために両親が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してくれていた。
しかし、会社に就職する前の4か月の保険料が未納になっていることに納得できない。詳しく調査して私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、学生が国民年金の強制加入被保険者となった平成3年4月1日付けの資格取得日として払い出されており、申立人は、同年4月から保険料の納付を開始し、前後の期間（申立期間後に係る厚生年金保険被保険者期間との重複に伴う3か月の保険料還付分を含む。）の保険料は納付済みである。

また、国民年金保険料が還付されている平成4年4月から同年6月までについては、A市の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録から、申立人は過年度納付したものと推認されるところ、オンライン記録において、5年9月8日付けで納付書が作成されていることが確認でき、当該納付書は申立期間を含めて発行されたものと推認されることから、当該時点において、申立期間に係る保険料を過年度納付することが可能であったことを踏まえると、申立期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年11月
② 平成10年9月

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、記録を確認したところ、申立期間①及び②が未納となっていることが分かった。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、私が金融機関で夫婦二人分の保険料を納付しており、平成15年9月に市役所で申請免除の手続を行ったときにも、未納があるとは聞かされておらず、年金事務所で回答された年金記録はおかしいので、年金記録確認第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き国民年金の加入期間に国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①について、申立人は、夫婦二人の国民年金保険料を納付していたと供述しているところ、申立期間前後の保険料は、夫婦同一日の納付である上、申立人の夫は、申立期間①の保険料を納付していることがオンライン記録により確認できることから、納付意識の高い申立人が、申立期間①の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②について、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、収納事務は電算処理により取り扱われており、国民年金保険料の納付書は機械印字される上、OCR(光学式文字読取機)により記録入力され、この当時における記録管理の信頼性は高かったものと考えられることから、納付記録が漏れるとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立人と一緒に国民年金保険料を納付して

いたとする申立人の夫についても、申立期間②の保険料は未納であることが確認できる上、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成10年8月から11年9月までは50万円、同年10月から12年9月までは53万円、同年10月から16年5月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月1日から16年6月1日まで

私は、A社に、平成10年8月1日から16年6月24日まで継続して勤務し、当該期間の標準報酬月額が50万円以上であったにもかかわらず、退職してから約2年3か月後に、遡及して9万8,000円に減額されていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人のオンライン記録によると、申立期間については、当初、申立人の標準報酬月額を申立人が主張する平成10年8月から11年9月までは50万円、同年10月から12年9月までは53万円、同年10月から16年5月までは56万円と記録していたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成18年8月21日）の後の同年10月12日付けで、10年8月1日に遡及して標準報酬月額を9万8,000円に引き下げられている。

また、A社の閉鎖事項全部証明書から確認できる申立期間当時の元代表取締役は、「当時、社会保険料の滞納があった。」、元従業員も「当時は経営状態も悪くなっていた。社会保険料や税金の滞納があった。」とそれぞれ供述している上、事務センターから提出のあった同社に係る平成13年度から18年度の滞納処分票等を見ると、同社は滞納している社会保険料の支払について、社会保険事務所に何回も相談していることが確認できることから、同社は、当時経営が苦しく、社会保険料の支払に苦慮していたことがうかがえる。

さらに、A社の元代表取締役は、「申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されていることについては、社会保険事務所からの提案により行った。申立人の

社会保険料の差額分については社会保険料の滞納分に充当した。申立人には当該差額分の返金はしていない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、平成18年10月12日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成10年8月から11年9月までは50万円、同年10月から12年9月までは53万円、同年10月から16年5月までは56万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和48年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和44年4月からA社で継続して勤務していたが、国の年金記録では、同社D支店から同社C支店に異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る従業員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和48年2月28日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和48年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年3月31日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年8月から15年3月までは26万円、同年4月から同年10月までは28万円、同年11月は26万円、同年12月から16年2月までは28万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月及び同年9月は28万円、同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は28万円、17年1月から同年3月までは26万円、同年4月から18年8月までは28万円、同年9月から19年1月までは26万円、同年2月から同年6月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②のうち、平成19年7月から同年10月までの標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果44万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の24万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額（26万円及び28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年7月及び同年8月は28万円、同年9月及び同年10月は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立人は、申立期間③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額を平成15年7月17日は23万円、同年12月17日は26万円、16年12月17日は27万2,000円、17年7月17日は27万9,000円、同年12月17日は27万3,000円、18年7月17日は29万2,000円、同年12

月 17 日は 28 万 5,000 円、19 年 7 月 17 日は 29 万 2,000 円、同年 12 月 17 日は 27 万 7,000 円、20 年 7 月 17 日は 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立人の申立期間⑤に係る標準賞与額については、22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 13 年 8 月 1 日から 21 年 3 月 1 日まで
③ 平成 15 年 7 月 17 日
④ 平成 15 年 12 月 17 日
⑤ 平成 16 年 7 月 17 日
⑥ 平成 16 年 12 月 17 日
⑦ 平成 17 年 7 月 17 日
⑧ 平成 17 年 12 月 17 日
⑨ 平成 18 年 7 月 17 日
⑩ 平成 18 年 12 月 17 日
⑪ 平成 19 年 7 月 17 日
⑫ 平成 19 年 12 月 17 日
⑬ 平成 20 年 7 月 17 日

私は、平成 7 年 11 月頃から 23 年 5 月まで継続して A 社に勤務していたが、国の年金記録では、9 年 3 月の厚生年金保険の加入記録が欠落している（申立期間①）。

A 社に勤務していた期間のうち、平成 13 年 8 月から 21 年 2 月までの標準報酬月額（申立期間②）及び 16 年 7 月の標準賞与額（申立期間⑤）は、実際に受け取っていた給与額等に比べて低すぎ、また、15 年 7 月から 20 年 7 月までは、毎年、7 月と 12 月に賞与を受け取り、給料支払明細書では厚

生年金保険料が控除されているが、国の年金記録では16年7月を除き、賞与に係る記録が無い(申立期間③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬)。

上記期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する給料支払明細書及びA社の事務担当者の証言から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

一方、A社の事務担当者は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となる前は、当社の従業員は、B社において同保険に加入させていた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、B社は、平成9年3月31日に適用事業所でなくなっており、A社は、同年4月1日に適用事業所となっていることが確認でき、申立期間①においては、両社とも適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社の事務担当者は、「平成7年2月に当社が設立された際に、B社の事業を引き継いだ。」と証言しているところ、商業登記簿によると、i) B社は8年12月*日に解散していること、ii) A社は7年2月*日に設立され、申立期間①においても法人事業所として事業を継続していることが確認できることから、同社は申立期間①当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間①において、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書から、平成13年8月から15年3月までは26万円、同年4月から同年10月までは28万円、同年11月は26万円、同年12月から16年2月までは28万円、同年3月及び同年4月は26万円、同年5

月は 28 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 26 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 28 万円、同年 10 月は 26 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 28 万円、17 年 1 月から同年 3 月までは 26 万円、同年 4 月から 18 年 8 月までは 28 万円、同年 9 月から 19 年 1 月までは 26 万円、同年 2 月から同年 6 月までは 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②のうち、平成 19 年 7 月から同年 10 月までの標準報酬月額の記録については、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初 24 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 1 月に 24 万円から 44 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（44 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（24 万円）となっている。

しかし、申立人から提出された給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 7 月及び同年 8 月は 28 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 26 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る報酬月額の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該期間に係る保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立期間③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑬について、申立人から提出された当該期間の給料支払明細書により、その主張する標準賞与額（平成 15 年 7 月 17 日は 23 万円、同年 12 月 17 日は 26 万円、16 年 12 月 17 日は 27 万 2,000 円、17 年 7 月 17 日は 27 万 9,000 円、同年 12 月 17 日は 27 万 3,000 円、18 年 7 月 17 日は 29 万 2,000 円、同年 12 月 17 日は 28 万 5,000 円、19 年 7 月 17 日は 29 万 2,000 円、同年 12 月 17 日は 27 万 7,000 円、20 年 7 月 17 日は 26 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺

事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与支払額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間⑤について、申立人は、「平成16年7月17日の標準賞与額は実際に受け取っていた賞与額よりも低すぎる。」と申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑤の標準賞与額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う賞与支払額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 4 一方、申立期間②のうち、平成19年11月から21年2月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月31日から同年6月1日まで

私は申立期間については、継続して勤務した。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録、B社が保管する申立人に係る職員原簿及び同社の事業主の証言から判断すると、申立人は、A社及びB社において継続して勤務し（A社C支店からB社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立期間当時、A社及びB社においては、辞令発令日の翌月1日付けで、厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日を届出していたことがうかがえることから、昭和34年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和34年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和34年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結

果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から52年12月まで

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、記憶は定かではないが、結婚した昭和47年5月から48年頃、夫の保険料の集金人から、私が未納にしていた20歳からの保険料をまとめて納付するように言われ、一枚の納付書で集金人に一括納付し、その後は、毎月、その集金人に夫婦の保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

なお、まとめて国民年金の保険料を納付したのは、一度だけである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年5月から48年頃、20歳まで遡った期間の国民年金保険料を集金人に一括で納付し、その後は、集金人に夫婦二人分の保険料を毎月納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年2月に払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点では、申立期間のうち、昭和51年12月以前は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、52年1月から同年12月までは過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA市の過年度収滞納一覧表において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらない。

なお、特殊台帳及びA市の収滞納一覧表によると、申立人は、昭和53年1月から同年3月までの過年度保険料及び同年4月から54年3月までの現年度保険料を国民年金の加入手続後の同年3月9日に一括で納付していることが

確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、B県内で申立人の婚姻前の姓を含む氏名（「C」を含む。）を検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から12年3月まで

私は、平成8年3月頃にA町（現在は、B市）役場で国民年金の加入手続を行った。当時は大学生で国民年金保険料を納付することが困難であったため、加入手続と同時に免除の申請を行った。平成8年4月から9年3月までにおいては免除が認められているが、申立期間については免除期間となっていない。私は当時から免除の申請手続は毎年行わなければならないことを知っていたため、毎年、役場に出向き免除手続を行ったはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年3月頃にA町役場において、国民年金の加入手続と同時に国民年金保険料の免除申請手続を行い、申立期間についても、毎年、免除申請手続を行ったはずであると主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除を受けるためには、毎年、申立人及びその家族の所得状況等が保険料免除基準に該当することが必要であり、申立人について、平成8年4月から9年3月までについては、8年9月10日付けで免除期間とされていることがオンライン記録により確認できるものの、申立期間については、保険料が免除されたことを示す記録は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人に対して平成13年11月7日付けで納付書が発行されていることが確認でき、申立人は12年4月以降、厚生年金保険の被保険者であることから、当該納付書は同年3月以前における国民年金保険料の未納期間に対して発行されたものと推認され、申立期間について免除申請をしていたとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立期間は、3年度にわたっており、申立人が毎年行ったとする免除申請の記録が全て欠落するとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から8年3月まで

私は、結婚前の平成8年頃、将来の年金受給についてA役所で確認したところ、未納期間があることが判明したため、A役所で国民年金の加入手続を行い、遡って納付することができる申立期間の2年分について、婚約者から強く勧められたので、銀行口座から32万円を引き出して国民年金保険料を納付したので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年頃に国民年金の加入手続を行い、未納期間のうち、遡って納付できる申立期間の国民年金保険料について、銀行口座から32万円を引き出し、納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成8年4月から同年6月までの間に払い出されたものと推認され、申立期間の保険料は過年度納付が可能であるものの、B市の国民年金収滞納一覧表では未納とされていることが確認でき、オンライン記録とも一致する。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を引き出したとする銀行預金通帳を確認したところ、申立期間の保険料額（27万3,600円）が引き出された出金記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年12月から44年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から44年8月まで

私は、会社を退職後、申立期間について国民年金の加入手続を行っていなかったが、その後に勤務したA社が昭和49年12月に法人から個人経営に移行したことに伴い、50年1月頃、夫がB市C地区役所で、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後しばらくは余裕が無く、国民年金保険料を納付していなかったが、市の公報で特例納付制度があることを知り、55年6月に保険料を特例納付した。

国（厚生労働省）の記録によると、重複納付により保険料が還付されたこととされており、還付を受けた記憶は無いため、申立期間に係る保険料を納付したものだと思っているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月頃、申立人の夫がC地区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、55年6月に特例納付したはずであると主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年1月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、この頃に加入手続を行ったものと推認でき、申立人が所持する年金手帳及び当時の国民年金被保険者台帳によると、申立人は49年12月26日に強制被保険者として資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人に係るB市C地区の国民年金被保険者名簿をみても、申立人は昭和51年1月31日に強制被保険者として資格を取得していたところ、55年7月10日付けで厚生年金保険の被保険者資格の喪失日である49年12月26

日に資格取得日が訂正されていることが確認できるものの、申立期間について資格取得手続が行われたことは確認できない。

なお、申立人は、重複納付により国民年金保険料が還付されたこととされており、還付を受けた記憶は無いとしているが、上記の国民年金被保険者台帳には、重複納付された9万6,000円（特例納付保険料の24か月分）が昭和55年7月25日に還付された記載が確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から53年3月まで

私は、昭和51年6月20日に退職し、翌日、A町役場（現在は、B市役所A支所）で国民年金の加入手続きを行い、送付されてきた納付書により、同年6月分から毎月、婦人会の役員宅で納付した。しかし、ねんきん定期便を見ると、申立期間が未納とされており、納付できないので詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した翌日の昭和51年6月21日にA町役場で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、婦人会の役員宅に出向き、送付されてきた納付書により毎月、納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月に払い出されていることが確認でき、前後の任意加入被保険者の加入状況から、同年7月末頃に申立人に係る国民年金の加入手続きが行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続き時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びB市の国民年金被保険者台帳には、申立期間を過年度納付した記録は見当たらず、B市によると、当時のA町では、婦人会は過年度保険料を収納できなかったとしている上、申立人から遡って納付したとする主張も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から59年2月までの期間、同年3月、同年4月及び同年5月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年9月から59年2月まで
② 昭和59年3月及び同年4月
③ 昭和59年5月から61年3月まで

私は、亡くなった母に、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は全て任せており、母の性格からして、加入手続及び保険料の納付は必ず行っていたはずである。結婚後は、私が保険料を納付しており、未納は無いはずなので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和56年*月頃、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、婚姻後は、申立人自身が申立期間②及び③の保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年12月に婚姻後の氏名で払い出されていることが確認でき、オンライン記録から、申立人に係る同年4月1日付け第3号被保険者資格の入力処理が同年12月6日に行われていることが確認できることから、この頃に国民年金に係る加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日 昭和61年4月1日」と記載されており、申立人及びその母親が、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付するためには、昭和56年*月頃に上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記

号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名をA県内で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人及びその母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から52年5月まで

私は、25歳で会社を退職する際に将来年金が大事になると教えてもらい、退職したその日に市役所に行って国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を現金で納付した記憶がある。その後、60歳になるまで厚生年金保険と合わせて40年間年金に加入し、保険料を納付してきたのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年6月に会社を退職し、その日のうちに市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年4月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は同年6月頃に加入手続を行ったものと推認される上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA市の国民年金収滞納一覧表において、申立人は同年6月10日に国民年金被保険者資格を取得したことが記録されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から52年3月まで

私は、19歳でA市内のB社に就職した。20歳になったら国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しなければならないことはよく分かっていたが、当時、夜間の専門学校に通っていたので、給料は少なく、保険料を納付できる状況ではなく、加入手続を行っていなかった。その後、職場から賞与をもらえるようになり、A市役所で国民年金の加入手続を行ったところ、それまでの未納期間の保険料について遡って納付ができると聞いたのでまとめて納付した。

年金手帳に国民年金の被保険者となった日は、昭和47年*月*日と記入されているので、申立期間の保険料が未納となっているとは思っていなかった。よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、職場で賞与が支給されるようになったため、市役所で国民年金加入手続を行い、それまで未納であった申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年5月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、同年3月頃に加入手続を行ったものと推認されることから、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続時点からみて、申立期間の一部の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったが、申立人に係る当時の国民年金

被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間に係る過年度納付記録は見当たらない。

なお、申立人は、国民年金加入手続直後の昭和 53 年 4 月に、A 市において現年度納付することが可能であった申立期間直後の 52 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を一括納付していることが同市の国民年金収滞納一覧表により確認できる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から58年12月まで

私は、大学を卒業した昭和48年4月頃、市役所で国民年金の加入手続きを行い、毎月、金融機関で国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月頃、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月に払い出されたことが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、当該払出し時点において、時効とならず納付可能であった59年1月まで遡って保険料を納付しているものの、申立期間は既に時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、昭和48年4月頃に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、A県内で申立人の氏名を検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から53年3月まで

私が20歳になった頃、父親から国民年金に加入するように勧められ、父親がA市役所で国民年金の加入手続を行ってくれたことを記憶している。当時、B職として働いていたため、国民年金保険料を支払に行く時間が無く、母親が近所の郵便局で私の保険料を納付してくれていた。もう一度よく調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を郵便局で毎月納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年7月に払い出されており、申立人に係るA市の国民年金異動届兼申請書において、申立人の父親が同市で加入手続を行ったのは同年6月30日であることが確認できることから、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間のうち、51年3月以前は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の母親は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続時点では、申立期間のうち、昭和51年4月以降の国民年金保険料を過年度納付することは可能であったものの、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間に係る過年度納付の記録は見当たらない上、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間

の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から38年3月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、45年1月から46年6月までの期間及び同年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年2月から38年3月まで
② 昭和38年4月から同年8月まで
③ 昭和45年1月から46年6月まで
④ 昭和46年7月から50年3月まで

私は、20歳に達した昭和37年*月にA市のB店で住み込みで働いていたが、その経営者が私の国民年金保険料を納付してくれており、国民年金手帳を受け取った記憶がある。その後、38年4月からはC市のD店で住み込みで働いていたが、その経営者も同様に保険料を納付してくれていた。

同店を退職した昭和38年9月から44年12月までは保険料を納付していないが、45年1月に結婚のため妻と同居した際、義母から、「年金も掛けていないところで働く人はダメだ。」と言われたので、その後は自身で保険料を納付するようになった。46年7月から自らE店を経営し、同年8月から妻も会社を退職して一緒に国民年金保険料を納付してきたが、妻は納付記録があるのに私は未納となっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に達した昭和37年*月頃、申立人が住み込みで勤務していたB店の店主が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を、38年4月に転居した後は、勤務したD店の店主が申立期間②の保険料を納付してくれ、婚姻した45年1月以降、自身で申立期間③の保険料を納付し、46年7月以降は、会社を退職した申立人の妻と一緒に申立期間④の保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 1 月に F 市で申立人の妻と連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない上、当該時点では、申立期間①、②、③及び④の一部は、既に時効により保険料を納付できない期間であり、勤務先の店主及び申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、上記の国民年金加入手続時点（昭和 51 年 1 月）では、申立期間④の一部の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人の当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間の過年度納付記録は見当たらず、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

なお、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の妻も、オンライン記録において、国民年金保険料の納付開始は昭和 50 年 4 月からとなっており、これは特殊台帳の記録とも一致している。

さらに、申立人の氏名について検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から50年3月まで

私が20歳になった昭和46年*月頃、私の夫が、A市役所B支所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。昭和50年頃までは、国民年金保険料を集金に来ていた自治会役員に納付し、50年以降は、口座振替で納付していた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年*月頃、申立人の夫が国民年金の加入手続を行い、50年頃までは集金人に国民年金保険料を納付し、同年以降は、口座振替で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年6月に払い出されたことが確認できることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、46年*月頃に国民年金の加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点において、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、昭和48年4月以降は過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間を過年度納付した記録は見当たらず、A市は、過年度保険料を収納していなかったと回答している上、申立人からも遡って保険料を納付したとする主張は無い。

なお、A市の国民年金被保険者名簿において、申立人及びその夫の国民年金保険料の口座振替は、昭和54年8月6日に手続が行われたことが確認できる。

さらに、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年3月までの期間、45年4月から同年6月までの期間及び同年11月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から44年3月まで
② 昭和45年4月から同年6月まで
③ 昭和45年11月から50年3月まで

私が会社を退職し、結婚するまでの国民年金保険料は、同居していた母親が集金人に納付してくれていた。年金事務所に調査を依頼したところ、16か月（昭和44年度及び昭和45年7月から同年10月まで）だけの納付記録が見つかった。確かに、結婚前の2年間ほど母親と別居していた期間はあったが、自身の保険料を納付していた母親は、私の保険料も一緒に納付し続けてくれていたはずである。納得できないので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年3月にA市で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、当該期間の保険料を現年度納付することは可能であったが、上記の同手帳記号番号に係る同市の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間の保険料を現年度納付又は過年度納付したとする記録は見当たらない。

また、申立期間③について、申立人は、昭和45年7月2日にA市からB市C町（現在は、同市C町）に転出していることが特殊台帳において確認でき、

A市に居住していた申立人の母親は、申立期間③の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人には、婚姻後の昭和50年11月に、上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人の妻と連番で払い出されており、申立人及びその妻は、同手帳記号番号に係るA市の国民年金収滞納一覧表において、同年4月から同年12月までの国民年金保険料を同年12月2日に現年度納付していることが確認できるものの、申立期間③に係る保険料を納付した形跡は見当たらず、申立人から当該時期において、遡って保険料を納付したとの主張も無い。

加えて、申立人の氏名（読み名）について検索を行うも、上記以外に国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年8月、同年9月、同年11月、13年4月及び同年6月から16年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年8月及び同年9月
② 平成12年11月
③ 平成13年4月
④ 平成13年6月から16年4月まで

私は、平成12年8月に会社を退職後、国民年金の再加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料についてはA町（現在は、B市）役場で、申立期間②、③及び④の保険料についてはその後転居したC町（現在は、D市）役場で、毎月納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年8月に会社を退職後、国民年金の再加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料についてはA町役場で、申立期間②、③及び④の保険料についてはC町役場で、毎月納付していたと主張している。

しかしながら、申立人については、申立期間①直後の平成12年10月の国民年金保険料を14年11月29日に、申立期間②直後の12年12月の保険料を15年1月21日に、申立期間③直後の13年5月の保険料を15年7月2日に、いずれも時効直前に過年度納付していることがオンライン記録により確認でき、毎月、現年度納付していたとする申立内容とは符合しない上、国庫金である過年度保険料はA町及びC町役場では納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間当時の国民年金保険料の納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、納付記録が漏れたとは考え難い上、申立人については、平成17年8月12日に

過年度納付書が社会保険事務所（当時）から発行されていることがオンライン記録により確認できることから、当該納付書が発行された時点で、申立期間④に保険料の未納期間があったものと考えられ、その後における保険料の納付も確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 1 日から 17 年 2 月 21 日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が実際の給与より低いため、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 12 年 6 月から 16 年 12 月までのオンライン記録上の標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書により確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間のうち、平成 2 年 3 月から 12 年 5 月までの期間及び 17 年 1 月の標準報酬月額について、A社の事業主に照会を行ったが回答を得ることができず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、A社において、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した二人のうち、短期間の在籍期間の元従業員を除く一人の標準報酬月額についても、申立人の標準報酬月額とほぼ同様の金額で推移していることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが著しく低額であったという事実も見当たらない上、当該期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を有する元従業員のうち、連絡先が判明した 16 人に対して照会したところ、4

人から回答があったものの、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人のA社に係るオンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は見当たらず、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間⑦について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 1 日から 35 年 3 月 23 日まで
② 昭和 35 年 3 月 26 日から 36 年 2 月 9 日まで
③ 昭和 36 年 6 月 1 日から 38 年 1 月 12 日まで
④ 昭和 38 年 3 月 7 日から 61 年 5 月 21 日まで
⑤ 昭和 61 年 8 月 1 日から同年 11 月 15 日まで
⑥ 昭和 62 年 11 月 1 日から 63 年 1 月 21 日まで
⑦ 昭和 63 年 6 月 21 日から同年 7 月 1 日まで
⑧ 昭和 63 年 11 月 7 日から平成元年 10 月 1 日まで
⑨ 平成元年 10 月 1 日から 4 年 7 月 21 日まで
⑩ 平成 4 年 11 月 16 日から 10 年 8 月 8 日まで
⑪ 平成 10 年 10 月 1 日から 14 年 6 月 1 日まで
⑫ 平成 14 年 8 月 1 日から 17 年 12 月 31 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況等を照会したところ、申立期間①は A 社（現在は、B 社）に、申立期間②は C 社に、申立期間③は D 社（現在は、E 社）に、申立期間④は F 社に、申立期間⑤は G 社に、申立期間⑥は H 社に、申立期間⑧は I 社に、申立期間⑨は J 社に、申立期間⑩は K 社に、申立期間⑪は L 社（現在は、M 社）に、申立期間⑫は N 社（現在は、O 社）に、それぞれ勤務したが、記録されている標準報酬月額より高い額の給与を受け取っていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間⑦については、P 社に昭和 63 年 1 月に社長室付で入社し、同年 6 月末に理由も無く同期入社と同僚とともに解雇された。同社の厚生年

金保険被保険者資格喪失日は同年7月1日であるはずにもかかわらず同年6月21日となっているので、資格喪失日の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、「中学卒業後の昭和32年5月から約3年間勤務したA社における給与額は18万円から24万円であった。」と主張している。

しかし、B社は、「申立人の申立期間に係る賃金台帳等の関係資料が現存していないため、申立人の給与額等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額に関する届出状況及び給与からの保険料控除等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の標準報酬月額は、資格取得時、その後の定時決定や随時改定において、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同年代の45人の元同僚と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみ著しく低額であるという状況は見られない上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見られず、記録に不自然な点も見られない。

さらに、上記の元同僚で所在が判明した12人に照会したところ、10人から回答があり、そのうち3人は、「入社時の日当は210円であった。」、「入社時の給与額は4,000円であった。」、「18歳までは残業も無く給与額は7,000円ほどであった。」とそれぞれ供述しており、当該供述は、3人のA社に係る被保険者名簿の標準報酬月額とおおむね一致している。

- 2 申立期間②について、申立人は、「C社には、昭和35年3月から約一年間勤務したが、給与額は当時の大学卒業者と同等の25万円から28万円であった。」と主張している。

しかし、C社は、平成12年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明のため、申立人の申立期間に係る報酬月額に関する届出状況及び給与からの保険料控除等について確認することができない。

また、C社に係る被保険者名簿によると、昭和35年3月に被保険者資格を取得した5人(申立人を除く。)の被保険者資格取得時の標準報酬月額は、同年同月21日に被保険者資格を取得している4人は1万2,000円、申立人と同日の同年同月26日に被保険者資格を取得している一人は申立人と同額の8,000円であり、同年10月の定時決定の標準報酬月額を見ると、当該5人とも資格取得時と同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみ著しく低額であるという状況は見られない上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見られない。

さらに、上記の5人のうち、所在が判明した4人に照会したところ、当該4人から回答があり、そのうちの一人は、「大卒の同期入社は4人であり、当時の大卒給与は多くても1万3,000円であった。」と供述しており、その他の3人からは申立人の申立てに係る事実を確認できる供述は得られない。

3 申立期間③について、申立人は、「昭和36年6月に、D社（経理部）に入社し約2年間勤務した。当時は、評価ポイント等により100万円近くの収入があり、毎月の給与額は40万円であった。」と主張している。

しかし、E社は、「申立人の申立期間に係る賃金台帳等の関係資料が現存していないため、申立人の給与額等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額に関する届出状況及び給与からの保険料控除等について確認することができない。

また、D社に係る被保険者名簿において、申立人と同様、昭和36年6月1日に被保険者資格を取得した5人（申立人を除く。）の資格取得時の標準報酬月額を見ると、そのうち3人は申立人と同額の1万2,000円、他の二人は1万円であり、申立人と同額であった3人については、申立人と申立期間における標準報酬月額の推移に大きな差はなく、ほぼ同様の傾向で増額されていることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみ著しく低額であるという状況は見られない上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見られない。

さらに、申立人と資格取得時の標準報酬月額が同額であった上記3人に照会したところ、そのうち二人から回答があったものの、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述は得られない。

4 申立期間④について、申立人は、「F社に勤務していた当時の平均給与額は40万円から45万円であった。」と主張している。

しかし、F社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は無く、申立人の給与額や保険料控除額は確認できないが、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく保険料を控除していた。」と回答している。

また、F社から提出のあった申立人に係る昭和38年3月7日の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」、53年度から60年度までの期間の定時決定に係る「厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」、44年9月1日、47年9月1日、57年9月1日及び59年8月1日の随時改定に係る「厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」、61年5月21日の「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を見ると、事業主が届け出た、申立人の報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、F社が加入しているQ厚生年金基金から提出のあった申立人に係る厚生年金基金の記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年12月1日から61年5月21日までの期間に係る加入記録が確認でき、当該期間の標準給与（掛金）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していること

が確認できる。

加えて、上記の届出等により確認できない期間についても、F社から提出のあった申立人に係る履歴簿によると、申立人の昭和38年3月から52年4月までの給与額は、オンライン記録の標準報酬月額と大きな差はなく、同様の傾向で増額されていることが確認できる上、同社に係る被保険者名簿においても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不自然さは無く、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見られない。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、「G社R支店営業戦略室に昭和61年8月に入社、同年11月に退職するまでの給与額は、定額35万円に調整手当の15万円が加算されて50万円であった。」と主張している。

しかし、G社は、平成20年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明のため、申立人の申立期間に係る報酬月額に関する届出状況及び給与からの保険料控除等について確認することができない。

また、申立人がG社で上司として名前を挙げている者に照会したところ、「自身の標準報酬月額に誤りは無い、申立人のことは記憶していない。また、申立人が勤務したと主張している営業戦略室はR支店には無かった。」と供述している。

さらに、G社が加入していたS厚生年金基金から提出のあった申立人に係る厚生年金基金の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、同社に係る被保険者名簿においても、標準報酬月額等の記載内容に不自然さは無く、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は見られない。

- 6 申立期間⑥について、申立人は、「H社における昭和62年7月から同年12月までの6か月間の標準報酬月額は41万円と記録されているが、退職後に同社から2か月続いて月額50万円が振り込まれたのを記憶していることから、同年11月及び同年12月の標準報酬月額は50万円である。」と主張している。

しかし、H社は、「申立人の申立期間に係る賃金台帳等の関係資料が現存していないため、申立人の給与額等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額に関する届出状況及び給与からの厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額は資格取得時と同額の41万円であることが確認できる上、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が遡及して訂正された形跡は見られない。

- 7 申立期間⑧及び⑨について、申立人は、「昭和63年11月にI社の営業企画室長として入社した。平成元年10月に同社はJ社に社名変更したが同社

に継続して勤務しており、在職中の平均給与額は 85 万円であった。」と主張している。

しかし、申立期間⑧の I 社は平成 9 年 12 月 6 日に、申立期間⑨の J 社は 4 年 7 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主（I 社と J 社は同一事業主）は、「会社倒産時に申立人の申立期間に係る報酬月額に関する届出書類等は全て廃棄しているため、申立人の給与額や保険料控除額は確認できないが、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づき保険料を控除していたと思う。」と回答している。

また、オンライン記録から、申立期間当時、I 社及び J 社において被保険者記録が確認できる元従業員 9 人に照会したところ、そのうち二人から回答があったものの、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述は得られない。

さらに、オンライン記録において、I 社及び J 社における厚生年金保険被保険者の標準報酬月額の記録を確認したところ、申立期間当時、申立人の標準報酬月額は、事業主、事業主の妻に次ぐ金額であることが確認でき、他の元従業員（申立人が名前を挙げている同僚を含む。）の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額のみ著しく低額であるという状況は見られない。

加えて、オンライン記録によると、申立人の申立期間⑧及び⑨に係る標準報酬月額の記録が遡及して訂正された形跡は見られない上、申立人の標準報酬月額は、申立期間⑧のうち、平成元年 7 月から同年 9 月までは 47 万円、申立期間⑨のうち、同年 10 月及び同年 11 月は 47 万円、同年 12 月から 3 年 6 月までは 53 万円であり、いずれも当該期間における最高等級の標準報酬月額であることが確認できる。

- 8 申立期間⑩について、申立人は、「K 社には、平成 4 年 11 月に入社し、10 年 8 月に退職したが、同社に在職した間の標準報酬月額は、実際支給された給与額より低く記録されている。」と主張している。

しかし、K 社から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人の標準報酬月額は、被保険者資格取得時は 38 万円、同資格喪失時は 41 万円であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、K 社から提出のあった申立人に係る賃金台帳によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、平成 4 年 11 月から 6 年 9 月までは 38 万円、同年 10 月から 10 年 7 月までは 41 万円であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

- 9 申立期間⑪について、申立人は、「L 社には、平成 10 年 10 月に総務部人事課長として入社し、給与は月額 60 万円であった。給与は 3 か月後には 80

万円に増額され、14年5月に退職するまでの間の平均給与額は90万円であった。」と主張している。

しかし、M社は、「申立人の申立期間に係る賃金台帳等の関係資料が現存していないため、申立人の給与額等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額に関する届出状況及び給与からの保険料控除等について確認することができない。

また、L社において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元同僚10人に照会したところ、6人から回答があったものの、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述は得られない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間⑩に係る標準報酬月額の記録が遡及して訂正された形跡は見られない上、申立人の標準報酬月額は、申立期間⑩のうち、平成11年10月から12年9月までは59万円、同年10月から14年5月までは62万円であり、いずれも当該期間における最高等級の標準報酬月額であることが確認できる。

- 10 申立期間⑫について、申立人は、「N社には、平成14年7月に、人事経験が長く、かつ経営企画もできることから、手付金100万円でスカウトされ入社した。17年12月に退職するまでの間の平均給与額は75万円であった。」と主張している。

しかしO社は、「申立人の申立期間に係る報酬月額の届出状況については、関係資料が無く確認できない。また、平成14年8月から16年6月までの期間については、賃金台帳等が無く、給与からの保険料控除額は確認できない。」と回答している上、オンライン記録から、申立期間当時、N社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚10人に照会したところ、5人から回答があったものの、申立人の申立てに係る事実を確認できる供述は得られない。

また、申立人から提出のあったN社における平成15年1月の給与支給明細書を見ると、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与額が支給されていたことは確認できるものの、同明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成16年7月1日から17年12月31日までの期間については、O社から提出のあった申立人に係る賃金台帳に記録されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人の申立期間⑫に係る標準報酬月額の記録が遡及して訂正された形跡は見られない上、申立人の標準報酬月額は、申立期間⑫のうち、平成15年7月及び同年8月並びに16年9月から17年11月までは62万円と記録されており、いずれも当該期間における最

高等級の標準報酬月額であることが確認できる。

- 11 このほか、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫において、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 12 申立期間⑦について、申立人は、「昭和 63 年 1 月 21 日に P 社社長室付で入社し、将来を左右する企画書作成、ショールーム改革に携わったが、同年 6 月 30 日付けで理由も無く同期入社の人と同僚とともに解雇された。」と主張している。

しかし、P 社から提出のあった「健康保険厚生年金保険雇用保険被保険者名簿」を見ると、申立人と同日の昭和 63 年 1 月 21 日に被保険者資格を取得している者は 5 人（申立人を除く。）確認できるが、申立人が主張する同年 7 月 1 日に資格を喪失している者は確認できない上、当該 5 人のうち、所在が判明した 3 人に照会したところ、二人から回答があり、「私は、申立人と同じ 63 年 1 月に入社したが、申立人は、その年の春頃に突然見かけなくなり、それ以降は会社で会った記憶はない。」、「申立人の勤務期間は記憶していない。」とそれぞれ供述しており、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

また、P 社から提出のあった「健康保険厚生年金保険雇用保険被保険者名簿」を見ると、申立人の資格取得年月日欄には昭和 63 年 1 月 21 日、資格喪失年月日欄には同年 6 月 20 日と記載されていることが確認できる上、同社は、「資格喪失日欄の記載について、退職日を記入している。」と回答していることから、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は退職日の翌日の同年同月 21 日であり、オンライン記録と一致している。

さらに、P 社に係る申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立人は昭和 63 年 1 月 21 日に資格を取得し、同年 6 月 20 日に離職していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 11 月 16 日から 30 年 12 月 1 日まで
② 昭和 30 年 12 月 1 日から 36 年 5 月 20 日まで

私は、申立期間の脱退手当金が支給済みであることを今回初めて知ったが、申立期間の脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①及び②の被保険者期間を通算して算出され、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無い上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の押印が確認できるなど一連の事務処理に不自然さはいくつかあるが、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはいくつかある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4494 (事案 315、3168 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 23 日から同年 9 月 20 日まで
申立事業所については、A社(現在は、B社が承継)ではなくC社である。
再度調査して、私の記録を訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、入社月の翌月 20 日に被保険者資格を取得している事例があるなど、申立人と同様に、入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日が符合しない事象が見受けられること、ii) 当時の申立人に関する雇用状況を示す資料、社会保険料控除を確認できる資料が確認できないこと、iii) 被保険者名簿及び厚生年金保険記号番号払出簿を見ても、記録に不自然な点は見受けられないこと等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 21 年 1 月 7 日付けで通知が行われている。

また、その後申立人は、新たな資料等を提出することなく、「私は、昭和 30 年 8 月 23 日から A 社で勤務したので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。」との従来の主張を繰り返し、再度、申立てを行ったところであるが、iv) A 社に係る被保険者名簿により、申立期間に同被保険者資格を有し、所在が確認できた 5 人及び申立期間後の 31 年に同社において同被保険者資格を取得し、所在が確認できた 3 人に申立人の勤務実態について照会したものの、複数の元同僚は、「申立人に記憶があるが、勤務期間及び厚生年金保険の加入については不明である。」、「申立人に記憶が無い。」とそれぞれ証言しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られないこと、v) 上記元同僚の一人は、「B 社の人事担当者を確認したところ、当該担当者は、『当時、試用期間があり当該

期間は厚生年金保険に加入させなかった。』と回答した。」と証言していること等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 23 年 4 月 11 日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たに、「申立事業所については、A 社ではなく C 社である。」と主張している。

しかしながら、申立事業所の所在地を管轄する法務局が保管する当該事業所に係る閉鎖登記簿謄本によると、昭和 23 年 9 月に「A 社」として商号登記され、26 年 4 月に「C 社」に社名変更し、33 年 9 月に「D 社」に組織変更していることが確認できる。

また、申立事業所に係る事業所名簿及び被保険者名簿によると、「A 社」及び「C 社」は、同一の事業所記号番号で管理されていることが確認できることから、それぞれの事業所については同一の事業所が社名変更したものと認められる。

これらのことから、当該主張をもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

本事案では、申立事業所及び昭和 30 年当時の関係資料等は保存期間が経過しており現存していない。それゆえ、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、B 社及び元同僚の証言並びに元同僚の年金記録などから、むしろ申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で事業主の事務処理の理由の如何にかかわらず、保険料を控除されていたとする申立人の主張以外に保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで
② 昭和 57 年 10 月 1 日から 58 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 60 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 1 日まで
④ 平成元年 12 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで

私がA社（現在は、B社）C店で勤務していた頃は、毎年、給料が上がっていたにもかかわらず、申立期間①、②、③及び④における標準報酬月額がその前の期間と比べて同額か低くなっているのは不自然なので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④について、申立人は、「毎年、給料が上がっていたにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額がその前の期間と比べて同額か低くなっているのは不自然である。」と主張している。

しかし、B社は、「昭和 41 年 11 月に厚生年金基金が設立され、申立人は同基金に加入している。また、報酬月額に係る国への届出用紙と同基金への届出用紙は複写式のものであった。」と回答しているところ、同社から提出された申立人に係る同基金の記録によると、申立期間①のうち、同年 11 月から 42 年 5 月までの期間並びに申立期間②、③及び④における申立人の同基金の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、当時の給与支給明細を所持していない上、B社は、「賃金台帳等の当時の関係資料が無いため、詳細は不明であるが、申立人の給与からは標準報酬月額に見合った厚生年金保険料を控除していたと思う。」と回答しているところ、A社C店の元同僚から提出された昭和 60 年、62 年、平成元年及び 3 年の給与支給明細に記載された同保険料の控除額は、オンライン記録の

同月額に見合ったものとなっていることが確認できる。

さらに、A社C店において、申立期間①、②、③及び④に厚生年金保険被保険者記録を有する申立人と同年代の31人と比較しても、当該期間の標準報酬月額がその前の期間の同月額よりも低額又は同額となっている被保険者が確認できるなど、申立人の同月額に不自然さはみられない。

このほか、申立期間①、②、③及び④について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 11 月 1 日から 21 年 9 月 1 日まで

私は、復員後の昭和 20 年 11 月頃にA社に入社し、21 年 9 月頃に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 20 年 11 月頃にA社に入社し、21 年 9 月頃に退職するまでの間、継続して勤務していた。」と主張しているところ、元同僚の供述及び元同僚から提出のあった同年同月に撮影された送別会の写真から判断すると、申立人は、同社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間の特定はできない。

また、A社は、昭和 26 年 1 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡していることから、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の新規資格取得者を見ると、昭和 20 年 8 月 1 日に 7 人が資格取得後、22 年 1 月 1 日に 24 人がまとめて資格を取得するまでの間、資格取得者は一人もおらず、健康保険記号番号に欠番が無いことが確認できる上、申立人の同社における在籍を証言している元同僚の同社における被保険者資格取得日は、申立人の申立期間よりも後の同年同月同日であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 12 月 1 日まで
② 平成元年 4 月 1 日から同年 5 月 2 日まで

申立期間①について、私は、A社を退職後、新会社の設立準備のため、B社に籍を置き、昭和55年10月*日にC社（現在は、D社）を設立し、同社で勤務を開始した。

しかしながら、年金記録によると、C社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和56年12月1日となっているため、申立期間①については同社での厚生年金保険の加入期間としてほしい。また、同社での被保険者資格喪失日が平成元年4月1日となっているが、私が65歳となるまでの申立期間②については厚生年金保険の被保険者期間であるはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「B社に籍を置き、昭和55年10月*日にC社を設立し、同社で勤務を開始した。」と主張している。

しかしながら、商業法人登記簿によると、C社は昭和56年10月*日に設立されたことが確認できる上、事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、同社は同年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所になる前の期間であることが確認できる。

また、D社は、「申立人の申立てどおりの届出及び保険料納付を行ったかについては不明である。」と回答している上、オンライン記録によると、C社が適用事業所となった昭和56年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は申立人を含め6人確認できるが、そのうちB社E支店で厚生年金保険の被保険者資格を有していた同僚二人については、申立人と同様に同社に係る

被保険者資格を同年 11 月 1 日に喪失し、C 社に係る被保険者資格を同年 12 月 1 日に取得していることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間①において、昭和 56 年 11 月を除き、B 社 E 支店で被保険者資格を取得していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、「C 社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成元年 4 月 1 日となっている。」と主張している。

しかしながら、商業法人登記簿によると、申立人は平成元年 3 月 * 日に役員を退任していることが確認できることから、役員を退任に伴い、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から33年9月1日まで
昭和32年4月1日から34年5月30日までA社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、32年4月1日から33年9月1日までの年金記録が空白である。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和32年4月1日からA社でC社員として勤務した。」と主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員22人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会し、12人から回答を得たものの、申立人を記憶する者はおらず、そのうちのD職であった元従業員は、「試用期間終了後、社会保険料が控除されるようになった。試用期間中は保険料の控除は無かった。」と証言しているところ、当該元従業員の入社日と同保険の資格取得日に10か月の相違が確認できる上、E部の事務員をしていた元従業員は、「C社員は、最低3か月の研修期間が終了した上で社会保険料の個人負担額を控除できる程度の成績を上げ、それが安定しなければ正社員となり社会保険に加入させてもらえなかった。」と証言している。

また、申立事業所において、昭和33年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているD職であった元従業員は、「私も申立人と一緒に32年4月から勤務したのに、年金記録は入社から17か月間空白である。」と証言していることから、当該事業所では、D職であった従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

さらに、B社は、「古い資料については、現在の所在地に移転した時に焼却処分したため保存されておらず不明である。」と回答している上、申立人が氏名を記憶していた元同僚5人及び元経理事務担当者3人も既に死亡しており申立人の勤務実態及び保険料控除の有無について確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

さらに、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 3 月 26 日から同年同月 28 日まで
② 昭和 27 年 3 月 28 日から 38 年 7 月 18 日まで
③ 昭和 38 年 7 月 18 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社B工場に昭和 27 年 3 月 26 日から 38 年 8 月 1 日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者記録と私が記憶している入社日と退職日に相違があるので、当該被保険者記録を訂正してほしい。

また、昭和 27 年 3 月 28 日から 38 年 7 月 18 日までの厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶が無いので調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社B工場には、昭和 27 年 3 月 26 日から勤務した。」と主張しているところ、A社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者臺帳(乙)によると、申立人の入社日及び資格取得日は同年同月 28 日である記載が確認できる。

また、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立期間①に被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 25 人に照会し 12 人から回答を得たが、申立人のA社B工場における被保険者資格取得日について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人がA社B工場と一緒に入社し

たと記憶する元同僚二人の被保険者資格取得日は、申立人の資格取得日と同日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人の申立期間①について、厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②について、A社B工場に係る被保険者名簿により、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日の前後に資格を取得している 161 人の女性を把握し、そのうち脱退手当金の受給要件を満たし、昭和 31 年 1 月から 43 年 6 月までの期間に同被保険者資格を喪失した申立人を除く 146 人を調査したところ、当該事業所を最終事業所として脱退手当金が支給決定された記録のある者が 122 人確認でき、そのうちの 116 人について、同被保険者資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がされている。

また、申立人と資格喪失日が近接している者の支給決定日が申立人と同日付けであることが確認できる上、他の脱退手当金の支給記録が確認できる者においても、資格喪失日が近接している場合は支給決定日が同日付けである事例が多数確認できる。

さらに、A社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者臺帳（乙）における申立人の欄において、「給付種類：脱手」の記載が確認できるほか、脱退手当金の支給記録が確認できる 25 人に自身の脱退手当金の受給について照会し回答が得られた 12 人全員が脱退手当金を受給した旨を回答している上、そのうちの 10 人が、「事業主の代理請求により脱退手当金を受給した。」旨を証言している。以上の事実を踏まえると、申立人についてもその委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「38. 10. 2 回答済」の押印を確認することができる上、申立期間②に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 11 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

そのほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人は、「A社B工場には、昭和 38 年 7 月末日まで勤務していた。」と主張しているところ、A社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者臺帳（乙）によると、申立人の資格喪失日は同年同月 18 日である記載が確認できる。

また、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立期間③に被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 10 人に照会し 4 人から回答を得たが、申立人の申立期間③における勤務実態について確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。